

ビル、事業場、工場等に設置される発電設備を取り扱う方の

平成30年度 自家用発電設備専門技術者 受験案内

I 自家用発電設備専門技術者資格について

- 1 自家用発電設備専門技術者資格制度……………P 1
- 2 自家用発電設備専門技術者資格の内容……………P 1
- 3 自家用発電設備専門技術者資格の活用……………P 2

II 自家用発電設備専門技術者の受験について

- 1 受験業務区分……………P 3
- 2 受験資格……………P 3
- 3 受験科目及び時間……………P 4
- 4 受験日及び開催地……………P 5
- 5 受験申込書類の取寄せ……………P 6
- 6 受験の申込み……………P 7
- 7 受験の通知……………P 7
- 8 受 験……………P 7
- 9 試験結果の通知……………P 7
- 10 資格取得後の更新講習……………P 7
- ◎特種電気工事資格者の資格取得について……………P 8
- ◎専門技術者業務区分追加受験について……………P 8

一般社団法人 日本内燃力発電設備協会

I 自家用発電設備専門技術者資格について

1 自家用発電設備専門技術者資格制度

専門技術者資格制度の概要

自家用発電設備は、建築物の防災・保安電源や工場・事業場における常用電源等、その役割・重要性はますます大きくなってきています。

このようなことから当協会では、自家用発電設備の適正な運用を図るため、設計、製造、据付工事、運転管理及び保全等の業務に関する専門的な知識・技能を持った技術者を養成することを目的に、自主的な資格制度として「自家用発電設備専門技術者資格制度」を設けています。

専門技術者資格取得の講習・試験の実施

毎年度、資格取得の講習・試験を全国的に行っており、既に3万名近い専門技術者が誕生し、発電設備に関係する業務において活躍しています。

2 自家用発電設備専門技術者資格の内容

資格対象者

常用・非常用発電設備に関する設計、製造、据付工事、運転管理及び保全等の何れかの業務に従事し、その実務及び管理・監督を行う能力を有する技術者に与えられる資格です。

業務区分

3つの業務区分があり、それぞれの業務内容は次のとおりです。

| 業務区分 | 業務内容 |
|---------------|--|
| 装置部門 (S) | <ul style="list-style-type: none">・ 発電装置の設計、製造、品質管理及びその指導・監督等の業務・ 発電装置の構造・性能の確認及び技術指導等の業務・ 発電装置適合マークの貼付・管理等の業務 |
| 据付工事部門 (K) | <ul style="list-style-type: none">・ 発電設備の据付工事の施工等の業務・ 発電設備の据付工事の施工に伴う指導・監督等の業務・ 発電設備の据付工事の計画設計・実施設計等の業務 |
| 保全部門 (M) | <ul style="list-style-type: none">・ 発電設備の点検・整備及びその指導・監督等の業務・ 発電設備の運転管理等の業務・ 発電設備点検済証の貼付・管理等の業務 |

注. 装置部門は、製造メーカーの業務内容に関するものです。

3 自家用発電設備専門技術者資格の活用

特種電気工事資格者の資格取得において

電気工事士法では、契約電力が500kW未満のビル、事業場等に非常用発電設備を設置する場合、特種電気工事資格者（非常用予備発電装置工事資格者）でなければ工事の作業に従事できないこととされています。

自家用発電設備専門技術者の据付工事部門を取得された試験合格者は、各地区の経済産業省産業保安監督部へ特種電気工事資格者の資格取得の申請手続きを行うことで資格が取得できます。

保安全管理業務委託制度における「構造及び性能に精通する者」として

電気事業法では、2,000kW未満の常用の発電設備（内燃力・ガスタービン）の保安全管理業務を外部へ委託する場合、毎月1回以上点検を行うことを義務づけていますが、「当該設備の構造及び性能に精通する者」との契約により保守が実施されるものにあつては、3ヶ月に1回以上でもよいこととされています。

自家用発電設備専門技術者の保全部門を取得された試験合格者は、この「当該設備の構造及び性能に精通する者」と同等の者と見なされています。

建設工事現場等における「電気主任技術者」として

電気事業法では、建設工事現場等で10kW以上の発電設備を設置して使用する者（建設業者等）は、発電設備の取扱いの安全確保、事故防止等を図るため電気主任技術者の選任が義務づけられています。

自家用発電設備専門技術者の資格は、電気主任技術者の選任許可を受ける際に必要な実務経験を審査する判断材料の一つとされています。

発電設備の点検、整備を行う者として

火災予防条例(例)では、火気使用設備等の点検及び整備は「必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するもの」に行わせることとされています。

自家用発電設備専門技術者は、各地方自治体が定める火災予防条例等において、火気使用設備の一つである発電設備の点検整備を行う「必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するもの」として運用されています。

発電設備の点検済証の貼付者として

発電設備の適正な点検を行った証として、当協会が交付する「発電設備点検済証」を点検した発電設備に貼付することができます。

Ⅱ 自家用発電設備専門技術者の受験について

1 受験業務区分

受験できる業務区分は、装置部門、据付工事部門及び保全部門の三つの業務区分の中で、実務経験と実務に従事した年数がともに受験資格を満たしているものが対象になります。

実務経験がないものや経験年数が足りない業務区分は、受験できません。

2 受験資格

受験しようとする業務区分ごとに、「1ページの表の業務内容」に関する次の実務経験年数が必要です。

| 業務区分 実務経験 | 装置部門 (S) | 据付工事部門 (K) | 保全部門 (M) |
|--------------|-------------|---------------|-------------|
| 必要年数 | 5年 | 5年 | 3年 |

次の学歴や資格を有する方は、卒業証明書(卒業証書の写しでも可)又は資格免状の写しを提出することで、上記の必要実務経験年数が次の年数に短縮されます。

なお、資格を受験資格とする場合の必要年数は、資格取得から受験申請時までの年数です。

| 学歴又は資格 | | 業務区分 | 装置部門 (S) | 据付工事部門 (K) | 保全部門 (M) | |
|--------------------|--------|----------------|----------------------|---------------|-------------|----|
| 必要 実務 経験 | 学 歴 | 大学 | 機械工学系 又は 電気工学系 | 3年 | 3年 | |
| | | 短期大学 | | | | |
| | | 高等専門学校(注1) | | | | |
| | 資 格 | 電気主任技術者 | | 1年 | 1年 | 1年 |
| | | ボイラー・タービン主任技術者 | | | | |
| 技術士(機械又は電気・電子)(注2) | | | | | | |
| 消防設備士(注3) | | 該当せず | 該当せず | 1年 | | |
| 消防設備点検資格者(第一種) | | | | | | |

注1. 5年制の高等教育機関を指し、各種専門学校ではありません。

2. 技術士法で定める国家資格で、電気工事士、施工管理技士等の資格ではありません。

3. 第一類、第二類若しくは第三類の甲種又は乙種のものです。

3 受験(講習・試験)科目及び時間

受験科目及び時間

| 日 | 区分 | 時 間 | 科 目 |
|-------------|--------|-------------------|------------------|
| 一 日 目 | 講 習 | 9 : 30 ~ 12 : 30 | 自家用発電設備に関する法令 |
| | | 13 : 30 ~ 15 : 30 | 自家用発電設備の基礎 |
| | | 15 : 40 ~ 17 : 00 | 自家用発電設備の構造及び性能 |
| 二 日 目 | 講 習 | 9 : 30 ~ 11 : 30 | 自家用発電設備の工事の施工方法 |
| | | 11 : 40 ~ 12 : 40 | 自家用発電設備に係る検査・点検 |
| | 試 験 | 13 : 40 ~ 15 : 10 | 業務区分のうち一部門を受験する者 |
| | | 13 : 40 ~ 15 : 40 | 業務区分のうち二部門を受験する者 |
| | | 13 : 40 ~ 16 : 10 | 業務区分のうち三部門を受験する者 |

注. 一日目と二日目の全ての講習を受けなければ、試験を受けることはできません。

受験業務区分に応じた試験科目

| | 装置部門(S) | 据付工事部門(K) | 保全部門(M) |
|------|--------------------------|---------------------|---------------------|
| 必須科目 | 自家用発電設備に関する法令、自家用発電設備の基礎 | | |
| 選択科目 | 自家用発電設備の 構造及び性能 | 自家用発電設備の 工事の施工方法 | 自家用発電設備に 係る検査・点検 |

4 受験日及び開催地

・次の二日間の日程で講習と試験が行われます。

| 開催地 | 月 日 | 会 場 | |
|-----|------------------|------------|-----------------|
| 札幌 | 10月 4日(木)・5日(金) | 北海道建設会館 | 札幌市中央区北4条西3-1 |
| 仙台 | 9月11日(火)・12日(水) | フォレスト仙台 | 仙台市青葉区柏木1-2-45 |
| 東京 | 9月 4日(火)・5日(水) | 連合会館 | 千代田区神田駿河台3-2-11 |
| | 10月10日(水)・11日(木) | | |
| | 10月30日(火)・31日(水) | | |
| 名古屋 | 9月19日(水)・20日(木) | 名古屋企業福祉会館 | 名古屋市中区大須2-19-36 |
| 富山 | 9月13日(木)・14日(金) | ボルファートとやま | 富山市奥田新町8-1 |
| 大阪 | 9月26日(水)・27日(木) | 大阪府社会福祉会館 | 大阪市中央区谷町7-4-15 |
| | 10月 9日(火)・10日(水) | | |
| 広島 | 10月24日(水)・25日(木) | RCC文化センター | 広島市中区橋本町5-11 |
| 高松 | 10月 4日(木)・5日(金) | サンポートホール高松 | 高松市サンポート2-1 |
| 福岡 | 10月17日(水)・18日(木) | 天神ビル | 福岡市中央区天神2-12-1 |
| 那覇 | 11月 8日(木)・9日(金) | 沖縄県青年会館 | 那覇市久米2-15-23 |

注. 複数回実施する東京会場又は大阪会場で受験する場合、受験日の指定はできません。

5 受験申込書類の取寄せ

取寄せ期間

平成30年4月2日(月)～5月31日(木)

注：取寄せは、下記の取寄用封筒が31日までに必着したものに限ります。

取寄せ方法

◎ 申込書類は **1部500円(消費税込み)** で、**一人につき1部** 必要です。

◎ 以下の **3点** を協会宛に **郵送** し、お取り寄せください。

・返信用の封筒

- ① A4版が入る角形2号(33cm×24cm)のものを用意してください。
- ② 住所、氏名を記入し、部数に応じた送料分の切手を貼ってください。
送料は1部205円、2部250円、3～5部380円、6～7部570円です。
※8部以上の場合は宅配便(着払い)とし、返信用封筒・切手は不要ですが、送付先住所・氏名及び電話番号を記したメモを同封してください。

・払込金受領証(原本)

必要部数分の申込書類の代金を、郵便局備え付けの払込取扱票を使用し、郵便局の指定口座に払い込んでください。

書類代金・・・1部 500円

口座番号・・・00100-8-549657

口座名義・・・一般社団法人日本内燃力発電設備協会

※払込金受領証の原本(コピー不可)は、申込書類を送付する際に同封し、お返しします。

・連絡先電話番号のメモ

代金不足や、送付先住所の記載がない等、確認事項があった場合にご連絡します。

以上 **3点** を下記住所へお送りください。

※取寄せ依頼後、一週間以上経過しても申込書類が届かない場合は、お問い合わせください。

(申込・問合せ先)

〒105-0014 東京都港区芝1-5-11 芝L'sビル2F
一般社団法人 日本内燃力発電設備協会 技術部
TEL 03-5439-4391 FAX 03-5439-4393

◎ 上記当協会窓口でも販売いたします。

9時～12時、13時～17時(土日祝日は除く。)

6 受験の申込み(受験申込書類取寄せ後の手続)

受験申込期間

平成30年5月7日(月)～6月7日(木)(消印有効)

受験申込料

38,300円(消費税込み)

1. 受付後の受験申込料は、理由(退職等)の如何を問わず返金できません。
2. 受験業務区分の種類、数にかかわらず、受験申込料は上記の金額です。
3. 受験申込料は、申込書類提出時に払込みいただきます。

7 受験の通知

提出された受験申請書等の審査が行われ、問題がなければ、受験日の1ヶ月位前までに宅配便にて受験票、講習テキスト等が送付されます。

8 受 験

受験票に記載された日時、場所で、講習・試験を受けることになります。

9 試験結果の通知

12月下旬に試験結果として、業務区分ごとの合否が受験者に通知されます。

合格者には、合格した業務区分に応じた「自家用発電設備専門技術者資格証」が交付されます。

10 資格取得後の更新講習

専門技術者資格を取得された後、5年毎に資格証の更新に伴う更新講習があります。

◎特種電気工事資格者の資格取得について

自家用発電設備専門技術者の資格を取得するための講習及び試験は、特種電気工事資格者(非常用予備発電装置工事資格者)の認定に関する要件を定めた告示基準を満たす内容で行っています。

自家用発電設備専門技術者の試験合格者で、据付工事部門(K)の業務区分を取得された方は、各地区の経済産業省産業保安監督部へ認定申請の手続を行うことで、特種電気工事資格者(非常用予備発電装置工事資格者)の資格が取得できます。

◎専門技術者業務区分追加受験について

業務区分追加受験は、既に自家用発電設備専門技術者の資格を取得している方が、取得していない業務区分を資格に追加するために受ける受験種類です。

新規受験(新しく資格を取得するための受験)とは異なりますので、業務区分追加受験を希望される方は、P6の「5. 受験申込書類の取寄せ」を参照の上、「**業務区分追加受験申込書類希望**」と明記したメモを同封し、申込書類を取寄せてください。

なお、業務区分追加受験申込料は、18,860円(消費税込み)です。



一般社団法人 日本内燃力発電設備協会

〒105-0014

東京都港区芝1丁目5番11号 芝L'sビル2F

TEL. 03 (5439) 4391 (代) FAX. 03 (5439) 4393

URL <http://www.nega.or.jp>